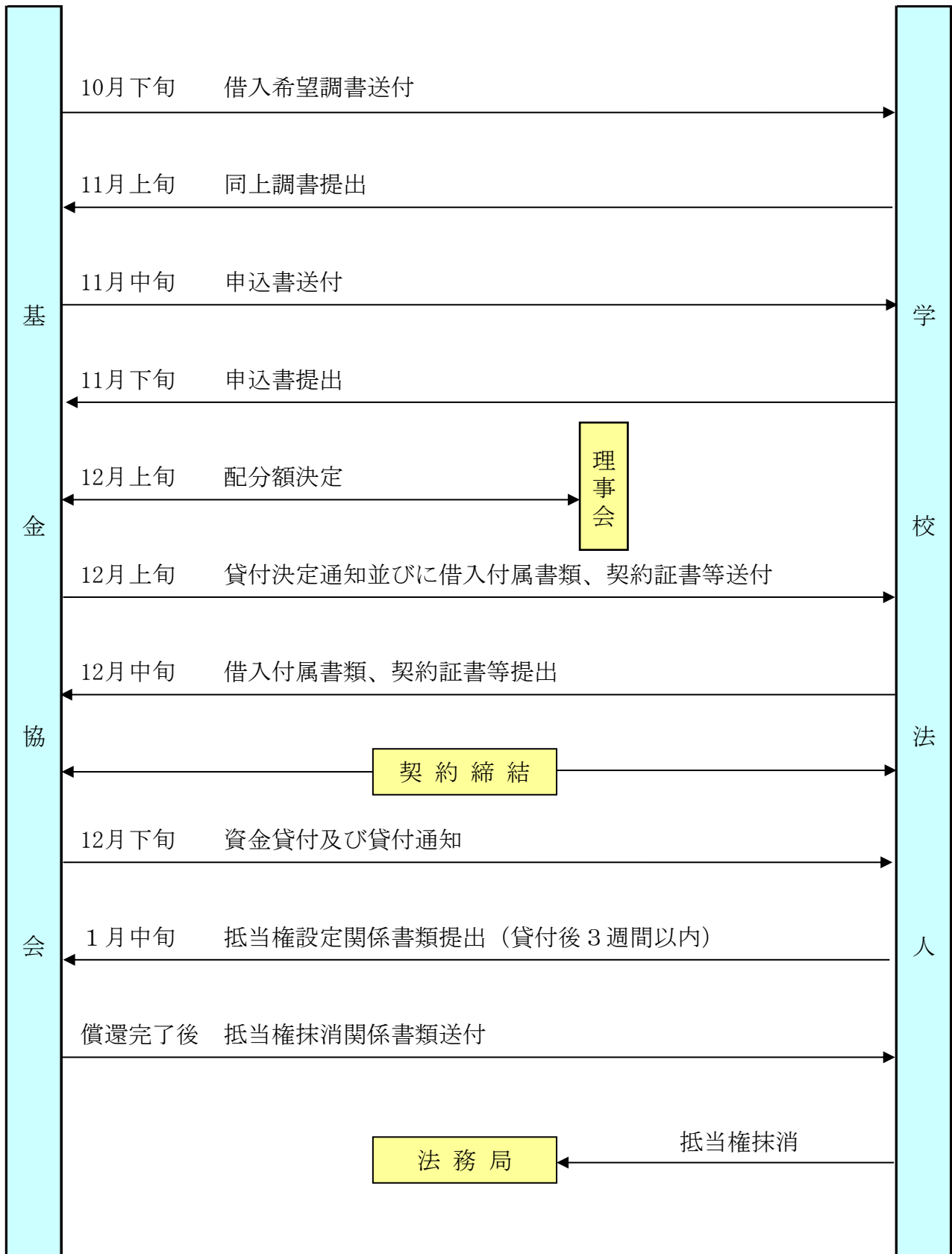


# 経営安定資金貸付事務手続



# 経営安定資金貸付要項

## 1 貸付の目的

最近における私立高等学校の経営は、人件費を含む経常経費の大幅な増加、生徒数の変動等により、極めて不安定な状況にあり、加えて負債償還費の増大は、私学の健全な経営をますます困難にしている。このことに鑑み、当該学校法人に対し、長期無利子の資金を貸付することにより、経営の安定化を図る。

## 2 貸付の対象

この資金は、北海道私学振興基金協会の正会員である学校法人に対し、その設置する私立高等学校の一般経常経費及び負債償還費等に要する資金を勘案して貸付する。

## 3 貸付金の額

- (1) 貸付金の総額は、9億円とする。
- (2) 学校別の貸付額は、私立高等学校の当年度の経常収支の見込み及び当該年度支払期の負債償還費等の状況を勘案して道と協議のうえ別に定める基準に基づき配分する。

## 4 貸付の条件

- (1) 利率 無利子
- (2) 期間 7年以内（うち据置2年）

## 5 担保及び保証人

- (1) 担保物件（土地を優先とする。）は、貸付予定額の1.25倍以上（特に必要と認められる場合は1.54倍以上）の評価額を有するものとし、これに第1順位の抵当権を設定するものとする。ただし、後順位の抵当権であっても当該貸付金を担保することができると認められる場合はこの限りでない。
- (2) 担保物件が建物であるときは、貸付金の償還が完了するまでの間、貸付金と同額以上の火災保険契約を締結し、保険金請求権の上に質権を設定するものとする。
- (3) 保証人は、学校法人の理事長である個人を含む1名以上（特に必要と認められる場合は2名以上）の連帯保証人とする。

## 6 貸付の制限等

学校法人が次の各号の一に該当するときは、貸付を制限し、又は貸付しないことができる。

- (1) 貸付の対象となる学校を廃止するおそれがあるとき。
- (2) 学校紛争が生じているとき。
- (3) 破産宣告又は銀行取引停止のおそれがあるとき。
- (4) 既往貸付金の元利金の償還を履行しないとき。
- (5) 会費が滞納となっているとき。
- (6) その他、貸付の目的を有効に達し得ない事情があると認められるとき。

## 7 貸付の決定

道と協議のうえ理事会において行う。

## 8 貸付金の返還

学校法人が次の各号の一に該当すると認められるときは、道と協議のうえ貸付金の全部又は一部の返還を求め、若しくは償還条件を変更することができる。

- (1) 貸付金を他の使途に充てたとき。
- (2) 正当な理由がなく、当該貸付にかかる学校の授業の全部又は一部を停止したとき。
- (3) 償還元利金の支払を怠ったとき。
- (4) 貸付を受けた学校を廃止するおそれがあるとき。
- (5) 学校法人及び学校教育にかかる法令の規定又は当該学校法人の寄附行為に違反したとき。
- (6) その他、貸付金の目的を有効に達し得ないと認められる事実が発生したとき。

## 9 その他

この資金の具体的貸付事務については、別に定める。

## <経営安定資金配分基準>

### 1 貸付金総額

貸付金の総額は、9億円を限度とします。

### 2 貸付対象校

貸付対象校は、当年度の経常的収入見込額から経常的支出見込額を差引いた額が赤字となる学校又は過去3年間の経常的収入から経常的支出を差引いた額の累計額が赤字となる学校とします。

### 3 配分基準

配分については、次のとおりとします。

#### (1) 配分基礎額

当年度の経常的収入見込額から経常的支出及び借入金返済等支出見込額を差引いた額を配分の基礎額とします。

#### (2) 配分額

配分基礎額が4,000万円以下のときは、その額をもって配分額とし、4,000万円を超えるときは、4,000万円をもって配分額とします。

#### (3) 特別加算額

経営状況が極めて困難な学校については、配分基礎額の規模により、2,000万円を限度として特別加算することができます。

配 分 基 礎 額	加 算 額
5,000万円を超えて6,000万円以下の場合	500万円
6,000万円を超えて7,000万円以下の場合	1,000万円
7,000万円を超えて8,000万円以下の場合	1,500万円
8,000万円を超える場合	2,000万円

#### (4) 貸付希望調整額

借入希望額が配分額より少ない場合は、借入希望額をもって貸付額とします。